[基調報告 1]

植民地期朝鮮における官僚/官僚制 についての研究史

一現状と課題

松田 利彦 国際日本文化研究センター

はじめに

「日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚」という研究課題は設定可能なのか。あるいは、近代日本において「植民地官僚」という存在は措定しうるのか。――この問題に対する回答は必ずしも自明ではない。「植民地官僚(制)」をどのように捉えるかによって全く正反対の答えもありうるだろう。

一つの立場は、1920年代『京城日報』社長をつとめ朝鮮参政権問題などについて独自の主張を展開した副島道正が、1931年、宇垣一成の朝鮮総督就任に際していくつかの要望を訴えた論説に見いだせる。この一文で、副島が最初に指摘したのは「英国の印度統治にも欠点なしとは称し難きも、英国は僅々二千余人の英人官吏及数万の在住英国民に依て統治して来たもので、英国の印度統治は要するに彼等の奮闘史」との点だった。すなわち、「英国の印度統治に付て、日本人が最も研究しなければならぬ一つは、其の官吏採用試験である」として、採用システムや官僚の規律など大英帝国の植民地官僚には、日本がいまだはるかに及ばぬ点があると指摘したのである¹。

たしかに、英国では、CAS (Colonial Administative Service) や ICS (Indian Civil Service) など、本国官僚制度とは別個の植民地統治を専門とする高等文官制度が整備されており、独自のエリート階層を形成していた 2 。これは、「植民地行政は内地地方行政の延長であり、制度も人材も分離されていなかった」 3 日本の場合とは大きく異なる。このような大英帝国のモデルを引照基準にする場合、日本が植民地に配置した官僚は「植民地官僚」の名に値しないか、「植民地官僚」と呼びうるとしてもきわめて未発達なものだったと評価せざるをえない。

¹ 副島道正「朝鮮統治に就いて宇垣新総督に望む」(『外交時報』第640号、1931年8月)。

² 浜渦哲雄『英国紳士の植民地統治――インド高等文官への道』(中公新書、1991年)、本田毅彦 『インド植民地官僚――大英帝国の超エリートたち』(講談社、2001年)。

³ 加藤聖文「植民地統治における官僚人事――伊沢多喜男と植民地」(大西比呂志編『伊沢多喜男と 近代日本』芙蓉書房出版、2003 年)112 頁。

しかし、こうした見方とは異なる評価も可能である。韓国統監府、朝鮮総督府、「満洲」国(以下、括弧を省略する)など日本植民地官庁で要職を歴任した宇佐美勝夫は、朝鮮総督府官僚時代を回顧して「半島を人体とすれば官吏は骨、国民は肉である」と喝破したことがある⁴。官僚こそが植民地統治を支える屋台骨であるとの自負がそこには窺われよう。

そのような一面も存在することはまちがいない。岡本真希子氏が指摘するように、「朝鮮総督府の官僚の規模は、他の植民地に比して膨大」であり、1926 年末時点の各官庁の職員数は、朝鮮総督府では 2.8 万名、台湾総督府は 1.2 万名であり、これは本国の逓信省 2.3 万名、鉄道省 2.2 万名、司法省 1.5 万名等と互角の規模である(岡本、1998、145 頁)。また、在朝日本人史研究ではしばしば指摘されることだが、在朝日本人の職業別統計では「商業」に次ぎ「官吏」が多く、特に京城・釜山のような大都市では「官吏」が第一位を占めた5。

植民地支配の遂行のために膨大な官僚を投入したことは、他の西欧列強と比較しても日本帝国の一つの特徴となっていた。たとえば、ブルース・カミングスは、フランスのベトナム支配においては、人口 1700 万名のベトナム人に対し、2920 名のフランス人行政官と1.1万名のフランス軍および3.8万名のベトナム人官僚が統治を担ったのに対し、朝鮮では、人口 2100 万名に対し、24.6 万名の日本人公職・専門職者(軍人を含む)と 6.3 万名の朝鮮人職員が配されたことをあげ、日本の植民地官僚の規模の大きさを指摘している。

また、基本的には本国の官僚選抜制度(高等文官試験・普通文官試験)によって選抜された人材が植民地官僚として供給される仕組みのために、本国の官僚制度と植民地の官僚制度が未分化であったとはいえ、植民地に移出された官僚制度は現地の歴史的・社会的条件に規定され異なる性格を示した。植民地朝鮮と台湾それぞれの官僚(制)を比較してみると、高級官僚層に対する本国の政治勢力(特に政党)の影響力や、現地民族の植民地官僚機構への編入の度合いなど、両者の間にはむしろ対照的ともいえる性格の差も存在する。

以上のような点を考慮すると、植民地帝国日本の官僚制度はたしかに西欧列強の基準から考えるならば制度的・人材的に本国と完全に分離されていなかったという側面をもつにせよ、そのような問題も含めて日本独自の「植民地官僚(制)」が形成されていたとする立場からの研究も十分に可能なのではないかと考える。以下、本稿では、植民地期およびその前後の時期の朝鮮における官僚・官僚制度に関するこれまでの研究を時期別に整理し、その到達点と今後の課題を考えてみたい。

^{4 『}京城日報』1935 年 7 月 24 日、7 月 25 日付。宇佐美の植民地関係の主要経歴は、1910 年 6 \sim 10 月韓国統監府参与官・韓国内部次官、1910 年 10 月 \sim 19 年朝鮮総督府内務部長官、1917 \sim 19 年兼朝鮮総督府土木局長、1933 \sim 34 年満洲国国務顧問。

⁵ 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』(岩波新書、2002年) 121~122頁。同様の指摘は、浜口裕子 氏も行っている(浜口、1996、19頁)。

⁶ ブルース・カミングス『朝鮮戦争の起源』第 1 巻(邦訳、シアレヒム社、1989 年) $46\sim47$ 頁。

第1章 韓国「併合」まで

朝鮮官僚制度についての通史的研究(朴東緒、1961、兪尚根、1971、田中誠一、1997、中名生・朴進山、2004)では植民地期に対する言及はごくわずかであり、朝鮮史全体のなかで「日帝期」がややもすると忌避され歴史的位置づけが不十分な現状を反映しているように思われる。

しかし、個別研究では、朝鮮王朝・大韓帝国期と植民地期との官僚制の間に一定の連続性を指摘するものは少なくなく、朝鮮史のなかで植民地期官僚制度の占めた位置を検討する必要性は徐々に認識されているといえよう。また、この問題に関わる資料の整備も近年急速に進んだ。周知のように、職員録の復刻・データベース化が相次ぎ⁷、総督府官僚の録音記録も公刊されつつある⁸。

それでは、第一に、朝鮮史における近代官僚制度の整備の出発点となる甲午改革における官僚制度の改革についての研究をみよう。

朝鮮では甲午改革の一環をなす 1894 年 7 月の選挙條例によって科挙が廃止され、門閥・ 貴賤に関係のない人材登用が可能になった。鄭求先(1993)、 왕현종(1996)らは、内閣 制度の採用・大臣の官吏任免権の強化等、近代的側面を強調する。他方、金泳謨(1977) は、甲午改革後、特に下級官僚に新式教育を受けた新興家門の子弟が就官し、10~15 年 で上級官僚に到達し「植民地官僚の中心」になったことを指摘している。甲午改革で形成 された日本留学経験者や官立日語学校、日本系私立学校出身者の官僚が植民地官僚の母体 となったことを明らかにした浅井(1995)が指摘するように、新式官僚は「近代化の人的 資源にもなったが、植民地化の人的資源にもなったという二重的性格」(79 頁)に着目す る必要がある。

第二に、朝鮮人官僚の出自・出身階層をめぐる研究も植民地以前と以後の連続性について示唆を与えてくれる。身分制研究については前近代史において多くの蓄積があるが、このような研究のなかには、近年、植民地官僚との関連に着目するものがあらわれてきた。たとえば、Kyung Moon Hwang(2004)は、朝鮮王朝期において「第2階層グループ (the secondary status group)」 — 同書の見解では「中人」「郷吏」「庶孼」「武班」「北人」 — の形成過程とこれらが近代転換期に台頭する様相を考察し、彼らが植民地官僚の基盤となったと主張している。ただし、韓国での中人研究に見られるように、「第2階層グループ」が植民地期の官僚や「有志」とどの程度連続性をもつかについては今なお議論が分かれるところである 9 。

^{7 『}旧植民地人事総覧』(日本図書センター、1997年)、安龍植氏の編纂による『韓国行政史研究』 (大永文化社、1993年)他の資料集、韓国国史編纂委員会他の構築・運用による「歴史情報統合 システム http://koreanhistory.or.kr/」中の「職員録データベース」。

^{8 「}未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録」(1) \sim (8) (『東洋文化研究』第 2 \sim 9 号、2000 \sim 2007 年)。

⁹ 延世大学校編『韓国近代移行期 中人研究』(新書苑、1999年) に収められた諸論文を参照されたい。特に、洪性讃「韓末一日帝下의 社会変動과 郷吏層」は、植民地期の支配的地位にあった朝鮮人の起源を中人・郷吏層と見ているのに対し、池秀傑「旧韓末一日帝初期 有志集団의

なお、この時期の日本人官僚の進出について論じた若干の研究も存在する。日本人官僚の導入に関する全体的な傾向を探った研究として、李元淳(1990)は、日清戦争から 1905年までの日本人顧問について、日清・日露戦争にともなう影響力の変遷を概観し、その性格については「侵略の触手」(581頁)と規定する。さらに日露戦争後の日本の影響が強化された時期については、鄭求先(1997)が、1907年の第3次日韓協約以後の「次官政治」のもと、日本人官僚が「内務行政・警察・財政・商工業・教育等、植民地支配と収奪のための部門に集中」(129頁)したことを、統計的に示している。この他、教育や警察分門について、特定の日本人官僚の活動を扱った研究も発表されている¹⁰。

いずれにせよ、朝鮮人官僚の研究と日本人官僚の研究で関心の重点が異なり、双方を視野に入れた研究は乏しい。このような状況は、以降の植民地期を対象とした研究でも見受けられる傾向である。

第2章 植民地期

(1) 機構・制度

朝鮮総督府の機構・官制に関する概説としては、申相俊(1974)、金敏喆(発表年不明)があり、個別の部局についての研究としては、中枢院を研究した陳徳奎(1977)、趙凡来(1992)、警察機関を対象とした松田(1991)および憲兵補助員をとりあげた慎蒼宇(2001)、学務局を扱った李明花(1992)などをあげることができる。

全体としては、韓国の近代史学界の関心を反映して、朝鮮人官僚の多く配置された部局については比較的研究が進んでいるが、そうでない部門は未着手の部局も多い。また、その際の視角も、制度的叙述・官僚の思考様式・総督府の親日派政策との関連・解放後との関連など多様ではある反面、議論が拡散し論点が十分に形成されていないことも指摘せざるをえない。

さて、植民地朝鮮での官僚選抜システムは、朝鮮人官僚を組みこむために複雑なものとなった。崔昌熙(1981)が整理しているように、朝鮮人官僚の任用は特別任用と一般任用に分かれている。特別任用は、1910年勅令第394号「朝鮮総督府及所属官署職員特別任用令」、同第396号「朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ関スル件」として施行されており、これに加えて官署別に奏任・判任文官の特別任用令(1920年に一本化)があった。一般任用については、1918年に高等試験令、普通試験令が施行されている。

また、制度的側面では、試験制度(高等文官試験・普通文官試験)の研究(尹在豊、 1976。安龍植、1999)、「在勤加俸」とよばれる日本人官僚への優遇策についての研究が存 在する(岡本、2002)。

形成斗 郷吏」は特定の階層に偏らず、開港期に富裕化したより多様な階層を想定しており、明らかに異なる把握がなされている。

¹⁰ 例えば、学部参与官だった幣原担については少なからぬ研究がある(原、2006、105 頁、参照)。 また、内部警務局長だった松井茂については、松田(2000)の研究がある。

(2) 朝鮮人官僚

次に、このような機構・制度のもとに配備された植民地官僚についての研究のうち、朝鮮人官僚を対象とした研究をあげよう。

植民地期全体を対象としたものとして、大韓帝国の官僚制との関連を論じた研究をみると、一定の連続性を指摘するものが多い。韓末官僚が各級官僚に充填され、朴은경(1999)によれば、「1909 年当時の大韓帝国官僚中 67.6%が日帝時代植民地統治官僚として充員」されたとされる¹¹(146 頁)。その他、金善美(1992)、李在雄(1993)¹² も「併合」以前の官僚制との連続性についての指摘をしている。

このようにして大韓帝国から一定の継承性をもって植民地支配機構に組みこまれた朝鮮人官僚は、どのような部署に配置されたのか。特に総督府中央では日本人官僚が朝鮮人官僚より高い割合を占めていたために、朝鮮人官僚は主に郡守・面長など地方行政機関や、治安機関に登用されていたことは多くの研究で共通して指摘されている(姜東鎮、1979、184 頁以下。尹徳重、1991。浅井、1995。浜口、1996)。なお、これらの官僚といえども必ずしも大韓帝国の人材が自動的に植民地支配に利用されたわけではなく、洪淳権(1995)によれば、「併合」時は大韓帝国の郡守を流用したものの、1911、1914年に「近代教育と親日的性向」を基準とした大異動がなされたとされている。

朝鮮人官僚の構成は時期によって変化している。多くの研究が指摘するように、初期の1910年代は旧大韓帝国官僚が大部分を占めたが、20年代半ば以降「併合」以後の入官者が参入し、30年代以降になると下級実務官僚の台頭・高等文官試験合格者の官僚進出という現象がみられた(李基東、1985¹³。尹徳重、1991。浜口、1996。朴은경、1999、第5章。洪淳権、1995、56頁)。

このように朝鮮人官僚層のなかで新しい世代が台頭してくる現象については、さまざま な角度から比較的多くの関心が寄せられてきた。

第一に、朝鮮人官僚がどのような部門から進出し植民地官僚機構のなかで厚みを増していくのか、その昇進コースがある程度具体的に示されるようになった。姜東鎮(1979、186頁)、金善美(1992)らは、下級官僚・密偵・憲兵補助員→郡守→道参与官→道長官→中枢院参議という経路を、洪淳権(1995)もほぼ同様に、郡書記・警察官等→郡や道庁の主任

¹¹ 朴은 경本に対しては、堀添伸一郎氏の書評がある(『青丘文庫月報』第177号、2003年3月)。なお、同書は、第3章と第4章の一部において、同書より先に発表された浅井良純(1995)(正確には浅井論文の原型となった浅井『日帝侵略初期의 朝鮮人官更研究―大韓帝国官更出身者号中心으로』延世大学校大学院史学科碩士論文、1990年)と内容・構成・表現で酷似する部分があるとの指摘を受けている。

¹² 李在雄(1993) は、「植民地化以前の前近代的な官僚制の伝統は朝鮮総督府の官僚制を集権的・権威主義的で統治者中心の組織体系を温存させる重要要因になった」と指摘する(73頁)。ただし、同論文は全体としては植民地官僚制の性格規定には本国の官僚制の影響の方がより強かったとしている(117~118頁)。

¹³ 李基東(1985)は官吏の 4 類型と時期別の動向について述べている(458 \sim 459 頁)。この部分について、金善美(1991)は李基東論文に言及することなくほぼ同文の表現を用いていることを指摘しておかなくてはならない(82 \sim 83 頁)。

→郡守→道理事官・参与官・道知事といった出世ルートを描き出している14。

第二に、こうした朝鮮人官僚の台頭が質的な変化をもともなっていたことを指摘する研究がある。橋谷(1991)は、旧来の主流だった門閥型支配層でなく、実務官僚からの叩き上げや文官高等試験合格者といった「テクノクラートとしての官僚」が1920年代から登場し30年代にかなり増加したと把握している。権鎬浚(1995)も、1920年代の「民族分裂政策」としての官僚登用から、30年代は実務能力の活用という次元で朝鮮人官僚を増員するようになり、農村振興運動により下級官僚が急増し日中戦争以降には日本人官僚に対する代替も進んだとする。このようなテクノクラート型官僚の進出という側面については、特に鉄道・通信といった近代的現業部門での朝鮮人官僚に焦点を合わせた研究もある(鄭在貞、1990。朴二澤、2000)。

それでは、このような朝鮮人官僚に対してはどのような評価がくだされてきただろうか。伝統的な見解は、彼らを日本人支配者に対する走狗、すなわち「親日派」として規定するものであり(林鍾国、1975。 引도형、1989。尹徳重、1991。権鎬浚、1995。朴은경、1999、82 \sim 86 頁など)、朝鮮人官僚個々人を対象とした研究も、基本的に親日派研究の枠組みに依拠している 15 。

その一方で、朝鮮人官僚の「近代性」に目を向け、朝鮮人官僚のテクノクラートとしての「成長」にも着目する議論(鄭在貞、1990。朴二澤、2000)も近年では少なくない。しかし、その場合も、橋谷(1990、148頁)が「新しいテクノクラートの登場が、朝鮮民衆にとっての「望ましい近代」を準備する基盤になるとは限らない」と指摘しているように、彼らは近代化のいわば負の側面を担う一面をもった。これに関連して、地方行政機関の朝鮮人下級官僚の言説を分析した松本(2005)は、彼らが地域の利害代弁者の側面をもちつつも、近代官僚としての思考を内面化していくことで地域社会の規範や慣習から乖離していくという「自己分裂」を抱えていたと論じている。並木(1999)はこうした議論を射程に入れつつ、親日派を「イデオローグ型の対日協力」と「テクノクラート型の対日協力」とに区分し、朝鮮人官僚を後者の範疇の代表的なものと捉える。

さらに、朝鮮人官僚の心性に注目して、張信(2002)が、朝鮮人にとって普通文官試験は「立身出世」の突破口であり、判任官への出世は、地位の上昇・職業としての安定性・上級試験への階梯等の理由から「忌避対象ではな」く、総督府も試験を通じて「受験者の関心と方向を誘導」したと論じている点は、朝鮮人官僚の「近代」観とその陥穽を考える上で示唆的だろう。

朝鮮人官僚をめぐる議論は、このようにその性格を「親日派」として糾弾する立場から

¹⁴ この他、1910 年代の土地調査局職員となった朝鮮人が面長・面書記等に転化していったとの指摘がなされている(宮嶋博史『朝鮮土地調査事業史の研究』汲古書院、1991 年、552 頁)。

¹⁵ 例えば、親日派人士 99 名について各人の経歴・行状を明らかにした反民族問題研究所編『親日派 99 人』(宜今鯵、1993 年)第 1 巻~第 3 巻のうち第 6 章(第 1 巻)が「官僚」となっており、親日派 60 名を扱った同様の書、同編『精算하지 吴む 歴史』第 1 ~ 3 巻(青年社、1994 年)も第 2 巻に「官僚」の章を設けている。

徐々にその内在的分析へ移行しつつある点が最も大きな論点となっているといえよう。

この他に、朝鮮人官僚研究の争点としては、朝鮮人官僚の絶対数や比率の増減を総督府の「人事政策」の結果物と見る立場(李在雄、1993、25 頁。権鎬浚、1995 年。朴은경、1999 年、94、138 頁)に対して、朝鮮人官僚志願者の自発性をより重視する立場(張信、2002)も現れていることがあげられる。また、朝鮮人官僚研究においては、創氏改名のため 1940 年代については人物の同定が困難であり、研究上の障害になっていることも、研究の現状として付記しておきたい。

(3) 日本人官僚

さて、上述したように、朝鮮人官僚研究は「親日派」研究として出発し一定の蓄積をもつ一方で、日本人官僚を独自の分析対象とする視角は今日なお希薄だといわざるをえない。そうしたなかで、官僚個人に関する研究についての研究が若干みられる。歴代朝鮮総督に対しては、寺内正毅(鄭済愚、1992)・斎藤実(姜東鎮、1979)・宇垣一成(宮田、1990、大西・1997、福島、1999)それぞれについての研究があるが、総督個人の政策的意思と総督府の実際の政策との相互規定関係についての研究にはなお掘り下げるべき面が多い。また、高級官僚クラスについては、有吉忠一政務総監(1922~24年)をLynn Hyung Gu(1998)が、丸山鶴吉警務局事務官・警務局長(1919~24年)を松田(1992)が、塩原時三郎・学務局長(1937~41年)を宮田(1991)、稲葉(1988)がそれぞれ扱ったものがあるが、総じて未開拓だといわざるをえない。

これに対して、いくらかでも争点らしきものを見いだせそうな分野は、群・層としての 官僚という側面からの研究の方であろう。

第一に、本国政治との連動性という論点である。植民地期全体としては、いまだ本国官僚制の「移植・模倣官僚制」といった概念規定があたらえられている程度であり(李在雄、1993)、いかなる特質が本国から移植されたのか(あるいは移植されなかったか)の解明が今後必要となろうが、1920年代研究についてはそうした作業が若干進められている。1919年の3・1運動直後の時期における本国から朝鮮総督府に内務官僚が大量に導入されたことは、竹村(1971)、松田(1991)、李炯植(2006)などによって論じられてきた。このようにして本国との連関性を強めた朝鮮植民地官僚に関わる問題として、岡本(1998)は、この時期、内閣・政党が植民地に対する影響力増大を企図し、浜口雄幸内閣期において民政党系文官総督の実現を図るも枢密院・朝鮮関係者が反発したため実現しなかった政治過程を明らかにしている。他方、木村(2000)は、1920年代の政友会と憲政会(後、民政党)の政権交代に対応して「総督・政務総監から部局の課長クラスにいたるまで激しく交替」(295頁)と論じている。政党政治の影響力をどの程度認めるかについては研究者によってニュアンスの差も感じられるし、この点は台湾総督府官僚との比較という問題でも重要であろう。

第二に、こうした日本人官僚と朝鮮現地社会の関係をどのように把握するかという問題も考えていく必要がある。この点に関しては、朝鮮植民地支配が、日本人官僚による「直接統治」(李在雄、1993、53 頁以下、朴은경、1999、70、77、91 頁など)と規定する研究

も従来少なくなかった。しかし、近年の「植民地公共性」¹⁶ や「灰色地帯(グレーゾーン)」¹⁷ など植民地権力と朝鮮人社会に相互規定的な政治空間を見いだす問題提起が活発化していることにかんがみれば、官僚一現地社会の間の媒介的存在について検討する段階に来ているように思われる。

この点については、池秀傑氏によって提唱された「官僚―有志支配体制」論が参照されるべき議論だろう。土地財産と「社会活動能力」「当局の信用」「社会人望」をかねそなえた「有志」と、「農村支配のパートナーを切実に必要とする総督府権力がともに形成・発展させた支配体制」¹⁸として、植民地社会を捉えようとする議論であり、官僚と現地社会の関係を考える一つの仮説的枠組みを示している。ただし、「官僚―有志支配体制」論は、少なくとも現状では、個別の「有志」あるいは一定地域の「有志集団」についての研究が主軸となっており、その面では相当に研究を進捗させたものの、「官僚」側の分析を欠くためになお地域社会「体制」論にまで結実していない印象もぬぐえない。

第三に、いわゆる「帝国史」との関連における朝鮮植民地官僚の問題を取りあげたい。日本植民地を総体として把握しようという「帝国」論の一つの発信地である「満洲国」史研究ではこのような視点の重要性を強調する場合が少なくない。たとえば、山室(1998)は、「統治人材の周流」という概念を提唱して、「満洲国」建国に伴い朝鮮総督府から警察・交通・司法等の分野に日本人官僚が導入されたこと、および、朝鮮人官僚が反満抗日運動への対抗、「鮮満一如」というスローガンの宣伝のために導入されたことを論じている¹⁹。このような議論の視野の広さからは学ぶべきものも多いが、他方で、植民地間を「周流」することは植民地官僚全体としてはどの程度一般的だったか(あるいは例外的だったか)という点に関しては今後の実証研究が求められよう。

第3章 朝鮮解放後との連関

植民地官僚と解放後の南朝鮮米軍政・大韓民国の官僚の連続性を指摘する研究は少なくない。たとえば、米軍政期(1945~48年)については、浜口(1996、46~49頁)は「高文試合格クラスのテクノクラートと技師が解放後、政治的命脈」を保ったと論じている²⁰。 米軍政は1946年3月以降、朝鮮総督府から継承していた機構を改編し米国型人事管理制度の導入も試みたが、朝鮮人官僚は植民地期よりそのまま存置されたといわれ(召領 型、1991)、特に警察官僚における連続性はしばしば指摘される(안전、1987)。

¹⁶ この概念に論及しながら、農村支配秩序について研究しているものとして、松本武祝『植民地権力と朝鮮農民』(社会評論社、1998年)。また、こうした議論を受け、板垣(2000)は1930年代の農村振興運動における中堅人物養成を「文書主義にもとづいた官僚制を村落にまで浸透させ」るための政策との解釈を試みている。

¹⁷ 尹海東『植民地의 灰色地帯』(歴史批評社、2003年)。

¹⁸ 池秀傑「旧韓末一日帝初期 有志集団의 形成과 郷吏」(延世大学校編『韓国近代移行期 中人研究』新書苑、1999 年) $535\sim536$ 頁。

^{19 「}満洲国」官僚となった朝鮮人については、李基東(1985)、浜口(1996)なども検討している。

²⁰ 並木(1993)も参照。

また、李承晩政権期(1948~60年)にも同様の傾向は続いたとみるのが一般的である。1948年9月反民族行為処罰法が定められ、3等以上または勲5等以上の官公吏や憲兵・警察官などがとして処罰対象とされたが、1949年6月には反民族行為特別調査委員会が解体され「親日派」処理問題はうやむやにされた。このような状況下、1949年6月、植民地期の高等文官試験・普通文官試験合格者を大韓民国の高等考試・普通考試合格者と認定したことで、「日帝植民地統治を遂行した官僚たちが米軍世紀を経てそのまま復元」したとされる(강혜경、1998)。 舎혜경(2000)によれば、第1共和国官僚 3336名中、植民地官僚出身者は1288名(38.6%)だったという。続く朴正煕政権期(1961~79年)についても、1960年代の権力支配層の経歴調査をした金泳謨(1982)によれば、自作農または官吏の父親をもち、自身は植民地官僚を経て、解放後に韓民党出身官僚となったというケースが公約数的存在だったとされている。

今後の課題としては、第一に、このような植民地期の朝鮮人官僚の連続性が、近年、「植民地近代性 (Colonial Modernity)」の文脈において提唱されつつある解放前後の「否定的連続」²¹という議論とどのように照応しているのかを考える必要があるだろう。そのためには、数量的に植民地官僚経験者と解放後の官僚の連続性を指摘するのみならず、彼らの政策思想やその影響力を視野に入れた議論が望まれる。

第二に、解放後との連続性の議論のなかでは、日本人官僚がほぼ完全に視野から抜け落ちている状況を再考する必要がある。わずかに広瀬(1995)は朝鮮総督府学務局長だった塩原時三郎の戦前前後を論じ、朝鮮認識の連続性や戦後保守派への影響という観点から植民地官僚を考察する問題を提起している。また、植民地期の高等文官試験合格者クラスの官僚の戦後経歴を概観した趙甲済(1985)は、彼らが戦後日本のなかで「親韓派」となり、朴政権期、韓国側の旧総督府官僚出身「親日的」指導層と密接な関係を結んだと指摘している。事実とすれば、日本人官僚の戦後史は上述の朝鮮人官僚の解放後史とリンクしている可能性もある。こうした戦後日本政治史への影響という点から注目してよい存在としては、戦後日本に引き揚げた総督府官僚が中心となってつくった中央日韓協会22があり、정병역(2005)が日韓会談との関係や旧総督府官僚の歴史認識という観点から実証研究を行っている。

²² 中央日韓協会は、戦前の中央朝鮮協会を母体として、戦後、朝鮮引揚同胞世話会・朝鮮事業者会を合同して1947年に結成された同和協会を前身とする。1952年に中央日韓協会となる。

おわりに

あまたの朝鮮植民地期の官僚(制)研究を読んでいて気づくのは、植民地官僚研究は「未開拓」「不振」であるという表現が頻出することである。量的な面でいえばこの表現は必ずしも正しくない。本稿末尾の「文献目録」を見てもわかるように、行政学による研究が先行し、歴史学・経済学研究が後を追って実証を深めるというかたちで少なからぬ著作・論文が生産されてきている。むしろ、問題があるとすれば、量的には決して少なくはないこれらの研究が、先行研究に対する「差別化」に必ずしも意識的に取り組んでいないという点にあるのではないだろうか。先行研究のフォローが不充分であり、使用できる資料も比較的限られているため、接近方法や論旨が似通った研究も少なくない。

そのような現状にかんがみれば、本稿で研究史の網羅的なサーベイと論点の整理を行ったことにもそれなりに意味があったのではないかと思う。しかし、もちろん本稿で指摘した以外の論点も当然存在するだろう。本稿がそうした新たな視角の呼び水にもなればとも期待している。

文献目録

ここでは、一応表題に「官僚(制)・官吏」というタームを含む研究については網羅的にカバーする方針をとり、それ以外は特定の総督府官僚個人を扱った論文・特定の部門の官僚層などに焦点を合わせた研究を取りあげるにとどめた。

著書・論文の発表言語によって韓国語・日本語・英語に分け、韓国語については執筆者の가나다라順、日本語文献については50音順、英語についてはアルファベット順で整列した。また、日本語と韓国語両言語で発表されている研究については原則として日本語版のみを取り上げた。

〈韓国語文献〉

権鎬浚『1930 年代 日帝 朝鮮人下級行政官僚에 대한 政策』(高麗大学校大学院史学科碩士論文、1995年12月)。

金度享「日帝侵略期 反民族 支配集団의 形成과 民族改良主義」(『歴史批評』第6号、1989年8月)。 金敏喆「朝鮮総督府職員録解題」(「韓国歴情報総合システム」http://koreanhistory.or.kr/)。

金善美『日帝植民地時代 支配勢力의 性格에 관한 研究——奏任官以上의 官職者를 中心으로』(梨花女子大学校大学院政治外交学科碩士論文、1992年)。

金宁 Λ 『美軍政期(1945 \sim 1948)統治機構의官僚任用政策』(梨花女子大学校碩士論文、1994 年)。 金泳謨「官僚의 社会的性格」(同『朝鮮支配層研究』一潮閣、1977 年)。

一一「権力支配層의社会的背景」『韓国支配層研究』(一潮閣、1982年)。

金영민『韓国의 政治変動과 官僚制 1945 ~ 1972: 国家官僚制의 変遷過程』(ソウル大学校大学院

行政学科博士論文、1991年)。

- 金현목「韓末技術職出身中人官僚의身分斗動向」(『国史館論叢』第89輯、2000年)。
- 朴東緒『韓国官僚制度의 歴史的展開』(韓国研究図書館、1961年)。
- 朴은경『日帝下 朝鮮人官僚 研究』(学民社、1999年)。
- 朴二澤『解放以前 通信事業의 展開過程과 雇用構造』(ソウル大学校大学院経済学博士論文、2000年)。
- 一一「朝鮮総督府의 人事管理制度」(『精神文化研究』第29巻第2号、2006年)。
- 令혜경「第1共和国官僚의 社会的背景 研究」(『延世社会科学研究』第6巻、2000年)。
- 申相俊「日帝 朝鮮総督府時代의 行政組織에 관한 研究」(『清州女子師範大学論文集』第3集、1974年)。
- 安龍植「日帝下 中央과 地方의 関係」(『韓国行政学報』第4号、1970年)。
- 一一 「日帝末 高級官僚에 관한 研究」(延世行政研究会編『現代社会斗 行政』大永文化社、1990年)。
- 一一『韓国官僚研究』(大旺文化社、2002年)。
- ----「日帝下 韓国人 判任文官에 관한 研究」(『社会科学論集』第30号、1999年)
- 안진「美軍政期 国家機構의 形成과 性格——軍•警察機構의 形成과 再編을 中心으로」(宋建鎬他編『解放前後史의 認識』第3巻、한길社、1987年)。
- ——「美軍政警察의 形成過程과 그 性格에 관한 研究」(韓国社会史研究会編『韓国社会史研究会 論文集』第13集(解放直後의 民族問題의 社会問題)1988年)。
- 왕현종「甲午改革期 官制改革과 官僚制度의 変化」(『国史館論叢』第68輯、1996年)。
- 一一「韓末一日帝下 京衙前의 官僚進出과 政治的動向」(延世大学校国学研究院編刊『韓國近代移 行期 中人研究』1999 年)。
- 兪尚根『韓国官僚制度史』(明知大学出版部、1971年)。
- 尹徳重「日帝 植民統治 官僚制斗 韓人官僚」(『韓国税 社会斗 文化』第17集、1991年11月)。
- 尹在豊「韓国行政考試制度의 変遷過程」(尹謹植他編『現代政治과 官僚制』大旺社、1976年)。
- 李基東「日帝下의 韓国人官吏旨」(『新東亜』1985年3月号)。
- 李明花「朝鮮総督府学務局의 機構変遷과 機能」(『韓国独立運動史研究』第6集、1992年)。
- 李元淳「韓末 日本人 雇傭問題 研究——韓末 外国人 雇聘問題 研究 序説」(『韓国文化』第 11 号、1990 年 12 月)。
- 李在雄『朝鮮総督府官僚制의 性格에 관한 研究』(延世大学校大学院行政学科博士論文、1993年)。
- 李太一「日帝의 植民地統治의 官僚主義」(『韓国社会研究』第2集、1984年)。
- 林鍾国「日帝末 親日群像의 実態」(宋建鎬他編『解放前後史의 認識』廃権社、1975年)。
- 강세윤「日帝下 高文試験出身者의 解放後権力엘리트」(『歴史批評』第23号、1993年)。
- 張信「 $1919 \sim 43$ 年 朝鮮総督府의 官吏任用과 普通文官試験」(『歴史問題研究』第8号、2002 年6月)。
- —— 「1920·30 年代 朝鮮総督府의 人事政策研究——普通文官試験 合格者의 任用과 昇進을 中心 으로」(『東方学志』第 120 号、2003 年 6 月)。

- 鄭求先「統監府期 日本人 官吏 研究」(『国史館論叢』第77輯、1997年)。
- ----「甲午改革期 官吏任用制度 改革에 관한 研究」(『慶州史学』第12号、1993年)。
- 정병의「朝鮮総督府官僚의 日本帰還後 活動의 韓日交渉――1950, 60 年代 同和協会・中央日韓協会를 中心으로」(『歴史問題研究』第14号、2005年6月)。
- 정선이「植民地期 大学卒業者의 就業状況과 그 性格研究」(『教育史学研究』第12号、2002年)。
- 丁時采『韓国官僚制歴史』(和信、1978年)。
- 鄭義昌「日本帝国主義 植民統治初期 韓国人官僚의 社会的背景에 관한 研究」(延世大学校大学院行 政学科碩士論文、1992年)。
- 鄭済愚「朝鮮総督 寺内正毅論」(『韓国独立運動史研究』第6集、1992年)。
- 趙凡来「朝鮮総督府 中枢院의 初期構造의 機能」(『韓国独立運動史研究』第6集、1992年)。
- 崔昌熙「官吏任用制度」(ソウル特別市編『서울六百年史』第4巻、1981年)。
- 陳徳奎「日帝植民地時代의 総督府中枢院에 관한 考察」(『日本植民地支配初期의 社会分析』梨花女子大学、1987年)。
- 洪淳権「日帝時期의 地方統治의 朝鮮人官吏에 관한 一考察——日帝時期의 郡行政과 朝鮮人郡守 中心으로」(『国史館論叢』第64輯、1995年11月)。

〈日本語〉

- 浅井良純「日帝侵略初期における朝鮮人官吏の形成について――大韓帝国官吏出身者を中心に」(『朝鮮学報』第155 輯、1995 年 4 月)。
- 板垣竜太「農村振興運動における官僚制と村落――その文書主義に注目して」(『朝鮮学報』第 175 号、 2000 年)。
- 稲葉継雄「塩原時三郎研究――植民地朝鮮における皇民化教育の推進者」(『九州大学大学院教育学研 究紀要』第44 集、1988 年)。
- 大西比呂志・李圭倍「昭和期の朝鮮総督府支配――宇垣一成を中心に」(『青丘学術論集』第 11 集、 1997 年)。
- 岡本真希子「政党政治期における文官総督制――立憲政治と植民地統治の相剋」(『日本植民地研究』 第 10 号、1998 年 7 月)。
- ――「朝鮮総督府・組織と人」(『東洋文化研究』第4号、2002年3月)。
- 木村健二「朝鮮総督府経済官僚の人事と政策」(波方昭一・堀越芳昭『近代日本の経済官僚』日本経済 評論社、2000 年)。
- 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策研究』(東京大学出版会、1979年)。
- 金容徳「京城帝国大学韓人出身エリートの行路──高等文官試験合格者の親日および独裁体制擁護と 関連して」(宮島博史・金容徳編『近代交流史と相互認識Ⅲ──1945 年を前後して』慶應 義塾大学出版会、2006 年)。
- 順蒼宇「憲兵補助員制度の治安維持政策的意味とその実態」(『朝鮮史研究会論文集』第 39 集、2001 年)。

- 竹村民郎「大正デモクラシー期における天皇制内務官僚の役割について――植民地朝鮮支配に関連し て」(同『独占と兵器生産――リベラリズムの経済構造』勁草書房、1971年)。 田中誠一『韓国官僚制の研究――政治発展との関連において』(大阪経済法科大学出版部、1997年)。 趙甲済「総督府高官たちのその後」(上)(下)(『アジア公論』1985年3月号、同4月号)。 鄭在貞「朝鮮総督府鉄道局の雇用構造」(中村哲他編『朝鮮近代の経済構造』日本評論社、1990年)。 中名生正昭、朴進山『日本と韓国の官僚制度:その成立と変遷』(南雲堂、2004年)。 並木真人「植民地期朝鮮人の政治参加について――解放後との関連において」(『朝鮮史研究会論文集』 第31集、1993年)。 - 「植民地期朝鮮政治・社会史研究に関する試論」(『東京大学大学院人文社会系研究科・文学部 朝鮮文化研究室紀要』第6号、1999年)。 橋谷弘「1930・40 年代朝鮮社会の性格をめぐって」(『朝鮮史研究会論文集』第 27 集、1990 年 3 月)。 - 「社会」(1)(「植民地期朝鮮社会経済の統計的研究」(5)『東京経大学会誌』第 185 号、1994 年1月、所収)。 ----「『朝鮮行政』と総督府官僚」(『朝鮮行政』別巻、ゆまに書房、2004 年)。 浜口裕子「朝鮮総督府の朝鮮人官吏」(初出、1994年。同『日本統治と東アジア社会――植民地期朝 鮮と満洲の比較研究』勁草書房、1996年、所収)。 原智弘「大韓帝国期の試験制官吏任用制度について――ソウル大学校奎章閣所蔵『銓考請願書』と『文 官銓考所去文』の基礎的分析」(『朝鮮学報』第198輯、2006年3月)。 「大韓帝国における文官任用令――明治日本との対照を中心に」(『年報朝鮮学』第10号、2007 年3月)。 広瀬貞三「朝鮮総督府官僚の戦前と戦後」(『私学公論』1995年7・8月合併号)。 福島良一「宇垣一成における朝鮮統治の方針」(堀真清編『宇垣一成とその時代』早稲田大学現代政治 経済研究所、1999年)。 松田利彦「日本統治下の朝鮮における警察機構の改編――憲兵警察制度から普通警察制度への転換を めぐって | (『史林』第74巻第5号、1991年9月)。 - 「丸山鶴吉の朝鮮独立運動認識――『文化政治』期の植民地警察官僚 | (『朝鮮民族運動史研究』 第8号、1992年4月)。
- 松本武祝「植民地朝鮮における朝鮮人下級職員の意識構造」(同『朝鮮農村の〈植民地近代経験〉』社 会評論社、2005 年)。

----「韓国併合前夜のエジプト警察制度調査---韓国内部警務局長松井茂の構想に関連して」(『史

合政策」(『人文論集(神戸商科大学)』第33巻第4号、1998年3月)。

- 「日本統治下の朝鮮における「警察の民衆化」と「民衆の警察化」――植民地における民衆統

----「戦時期朝鮮における地方職員の対日協力」(同前書**、**所収)。

林』第83巻第1号、2000年1月)。

- -----「戦時期朝鮮における朝鮮人地方行政職員の「対日協力」」(倉沢愛子・杉原達他編『(岩波講座 アジア・太平洋戦争 7) 支配と暴力』岩波書店、2006 年)。
- 宮田節子「朝鮮総督・宇垣一成」(『調査研究報告(学習院大・東洋文化研究所)』第24号、1990年)。

- ----「皇民化政策の構造」(『朝鮮史研究会論文集』第29号、1991年)。
- 山室信一「植民帝国・日本の構成と満洲国――統治様式の遷移と統治人材の周流」(ピーター・ドウス、小林英夫編『帝国という幻想――「大東亜共栄圏」の思想と現実』青木書店、1998年)。
- 李炯植「「文化統治」初期における朝鮮総督府官僚の統治構想」(『史学雑誌』第 115 編第 4 号、2006 年 4 月)。

〈英語文献〉

- Kyung Moon Hwang, Beyond Birth: Social Status in the Emergence of Modern Korea (Haravard University Press, 2004).
- Lynn Hyung Gu, 'Ariyoshi Chuichi and Colonial Period Korea'(『国際東方学者会議紀要』第 43 冊、1998年)。

要旨

植民地帝国日本の官僚制度は、西欧列強の基準から考えるならば制度的・人材的に本国と完全に分離されていなかったという側面をもったが、そのような問題も含めて日本独自の「植民地官僚(制)」が形成されていたとする立場からの研究も十分に可能なのではないか。本稿では、このような立場から先行研究を時期別に整理し、その到達点と今後の課題を考えてみた。

韓国「併合」以前、植民地期、解放以後に分けて検討した結果、時期別に問題関心が分散していること、また、朝鮮人官僚と日本人官僚それぞれの研究の力点がかなり異なることなどの傾向を読み取ることができた。その一方で、量的には決して少なくない朝鮮植民地期の官僚(制)研究が、対象分野を問わず、先行研究に対する「差別化」には必ずしも意識的に取り組んでいないという問題点は共通して見受けられるように思われる。